

農地等の災害復旧に対する支援について

台風 15 号・19 号及び 10 月 25 日の大雨により、被災した農地や
共同利用施設等の復旧に係る支援を次のとおり行います。

1 農地・揚水機等の共同利用施設

(1) 資材支給（従来からある支援）

	農 地	揚水機等の共同利用施設
資材支給材	木柵・山砂・土のう等	修繕に伴う資材等
資材申請者	改良区・水利組合・町会等	改良区・水利組合・町会等
資材申請期日	随時受付中	随時受付中

(2) 補助金の交付（今回新たに追加された支援）

	農 地	揚水機等の共同利用施設
補 助 率	補助対象経費の 50%	補助対象経費の 50%
補助申請者	改良区、水利組合・町会等	改良区、水利組合・町会等
補助申請期日	令和 2 年 1 月 20 日 から 令和 2 年 3 月 19 日	令和 2 年 1 月 20 日 から 令和 2 年 3 月 19 日

2 補 足 事 項

(1) 資材支給

自力復旧する場合に、市が土地改良区等に対して、資材を支給します。

- ・ 資材支給材…木柵、山砂、土のう等
- ・ 支給対象事業…農地の法面、畦畔復旧等
- ・ 支給申請者…土地改良区、農家組合、水利組合、農業者で組織する団体又は町会

(2) 補助金の交付

業者に委託して復旧する場合に、市が改良区等に対して、補助金を交付します。

- ・ 対 象…復旧に 10 万円以上かかる農地等
- ・ 補 助 率…工事費の 2 分の 1（1 筆毎）。ただし、20 万円を限度とする。
- ・ 復旧対象事業…農地内に堆積した土砂等の撤去浸水等により被災した揚水機の交換等
- ・ 最小申請単位…農地は、筆毎（地番）
揚水機等は、施設毎
- ・ 補助申請者…土地改良区、農家組合、水利組合、農業者で組織する団体又は町会

※ 資材支給・補助を適用する際は、申請書が必要になります。

※ 個人での申請は受付出来ません。団体での申請をお願いします。

申請・問合せ先 市原市経済部農林業環境整備課（農業センター内）

電話 0436-36-5661